



# 二国ざしきわらし

## 特殊車両の取締りを行いました

平成26年8月26日(火)、国道4号沿いの奥中山防災ステーションにて、二戸警察署ご協力のもと特殊車両の取締りを行いました。

道路は一定の寸法や重量の車両が通れるように造られており、その一定の寸法や重量を超える車両は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすため原則としては、通行できないことになっています。この制限を超える車両のことを「特殊車両」と呼び、道路を通行するには許可が必要となります。

当日は、主に「車両の長さ、巾、高さ」、「車両の重量」、「許可条件」の確認を行いました。

### ★取締りの結果

対象車両・・・7台

うち違反車両・・・0台

～ 今後もルールを守った特殊車両の通行をお願いします。～



許可証の確認



車両の重量の計測

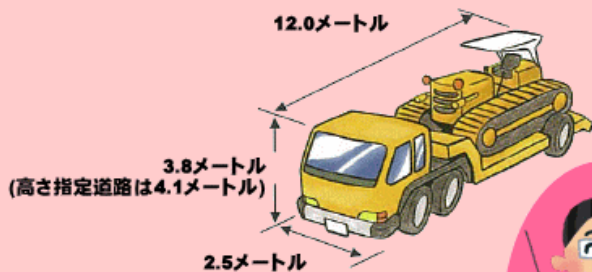


車両の長さの計測

☛ 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です！

| 車両の諸元  | 一般的制限値(最高限度)  |
|--------|---|
| 幅      | 2.5メートル   |
| 長さ     | 12.0メートル  |
| 高さ     | 3.8メートル (高さ指定道路は4.1メートル)  |
| 重さ 総重量 | 20.0トン (高速自動車国道又は重さ指定道路は25.0トン)   |
| 軸重     | 10.0トン  |
| 隣接軸重   | ・隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満<br>18.0トン<br>(ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン)<br>・隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上<br>20.0トン |
| 輪荷重    | 5.0トン   |
| 最小回転半径 | 12.0メートル  |

### 車両の幅、長さ、高さ



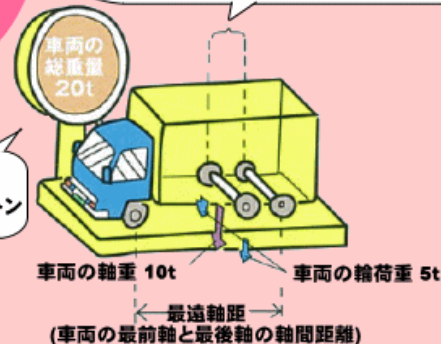
### 車両の最小回転半径



18トン(隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満)  
19トン(隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下)  
20トン(隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上)

### 車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

高速自動車国道又は、重さ指定道路は25.0トン



※一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネルなど車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行することはできず、制限重量を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行う必要があります(道路法第47条第3項、第47条の2第1項)。